

平成23年7月27日

割賦販売法に基づく登録個別信用購入あっせん業者に対する 改善命令について

九州経済産業局は、本日、割賦販売法に基づく登録個別信用購入あっせん業者であるアーチ企業株式会社に対し、同法第35条の3の2第1項及び第35条の3の31の規定に基づき、個別信用購入あっせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命じました。

1. 事業者の概要

- (1) 名称：アーチ企業株式会社（以下「同社」という。）
- (2) 代表者：代表取締役 秋本 一郎
- (3) 所在地：福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目12番15号CRGセンタービル2F
- (4) 登録年月日及び登録番号：
平成22年7月7日登録 九州（個）第13号
- (5) 資本金：6千万円
- (6) 事業内容：ショッピングクレジット等

2. 処分内容

- (1) 割賦販売法（以下「法」という。）第35条の3の31の規定に基づく改善命令

個別信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要なものとして割賦販売法施行規則（以下「省令」という。）に定める体制を整備するため、法令遵守体制、内部管理体制及び社内規則等を抜本的に見直し、その充実・強化を図ること。

- (2) 法第35条の3の2第1項の規定に基づく改善命令

平成21年12月1日以降、特定契約（特定商取引に関する法律に規定する訪問販売等による契約）を行う加盟店に対し、法で定める調査の対象となる事案が生じていたにもかかわらず未実施のものについては、速やかに調査を実施し、記録を保存すること。

- (3) 上記（1）及び（2）の措置は、この改善命令を行った日から1月以内に講ずること。

3. 処分理由

九州経済産業局が同社に対して立入検査を実施したところ、以下のとおりの事実を確認し、業務の改善が必要と判断したため。

(1) 社内体制の不備

個別信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要なものとして省令で定める体制を整備していなかった。(法第35条の3の26第1項第9号該当)

(2) 加盟店調査義務違反

特定契約を行う加盟店に対し、法で定める調査を行っていないものがあった。(法第35条の3の5及び法第35条の3の20違反)

<参考>

割賦販売法は平成20年6月の改正により、個別信用購入あっせん業者の登録制の導入、個別信用購入あっせん業者に対する加盟店調査、事業の公正かつ適確な実施のための体制整備の義務付け等、規制が大幅に強化され、平成21年12月より段階的に施行されている。

(本発表資料のお問い合わせ先)
九州経済産業局産業部消費経済課